

# 設 計 書

- 1 委託件名 令和4年度創造的イルミネーション事業 経済波及効果等調査業務委託
- 
- 2 履行期間  期間 契約締結日から令和 年 月 日まで  
又は期限  期限 令和5年3月17日まで
- 
- 3 契約区分  確定契約  概算契約
- 
- 4 その他特約事項 なし
- 
- 5 現場説明  不要  
 要 ( 月 日 時 場所 )
- 
- 6 委託概要 (1) 計画策定
- 
- (2) 経済波及効果等測定調査
- 
- (3) 人流計測分析調査
- 
- 
-

## 委託内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(1) 計画策定					
(2) 経済波及効果等測定調査					
(3) 人流計測分析調査					
小計					
消費税及び地方消費税相当額					業務価格×10%
委託費計					

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

# 仕様書

## 1 業務名称

令和4年度創造的イルミネーション事業 経済波及効果等調査業務委託

## 2 履行期限

令和5年3月17日（金）

## 3 業務目的

創造的イルミネーションイベント（以下、「本イベント」という。）の賑わい創出効果を測定するとともに、本イベント来場者の滞留場所や導線などを把握することで、今後の回遊促進に繋がる施策に生かしていくため、人流計測調査を行う。

併せて、本イベント開催に係る事業評価、及び次回以降の参考とするため、経済波及効果等の測定調査・分析を実施する。

## 4 業務の内容

### (1) 計画策定

本委託業務の全体計画をクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議の上策定し、調査前に提示すること。

### (2) 経済波及効果等測定調査

#### ア 調査票作成

- ・実行委員会と協議の上、調査項目を決定すること。
- ・調査票には実行委員会が実施する来場者アンケートの項目（イベント満足度、継続の有無など）を加えること。設問数は来場者アンケートも含めて20問程度を想定しており、1問はイベントに関する自由意見とする予定である。
- ・新型コロナウイルス感染のリスクを減らすため、調査は調査員による聞き取り形式とし、調査員が各自タブレットを手に持ち、来場者の回答内容を代行して入力する方法で実施すること。このため、調査員がタブレットで回答内容を入力できるよう、調査票を作成すること。

#### イ 実地調査

##### (ア) 調査地点

新港中央広場、横浜港大さん橋国際客船ターミナル（屋上デッキ・屋上広場及び館内）、山下公園（お祭り広場周辺）の3か所

##### (イ) 調査期間

令和4年11月24日（木）～令和5年1月3日（火）（17時～21時05分）のうち4日間

- ・本イベント開催期間中の平日2日間、土日祝2日間の計4日間。
- ・具体的な日程は実行委員会と協議の上、決定する。

##### (ウ) 調査数

500票

- ・新港中央広場は300票、横浜港大さん橋国際客船ターミナルは100票、山下公園は100票を目安とする。
- ・具体的な回収目標数等は実行委員会と協議の上、決定する。

## (エ) 調査方法

### 聞き取り調査

- ・アンケート調査の項目には、イベントの特別演出（17時30分から30分毎に各5分間、横浜の港の色々な場所をカラーライトアップやサーチライト等、光で一体的に演出する取組）についての設問が含まれているため、調査数の概ね半数程度は特別演出を鑑賞した人を対象とすること。  
※特別演出の時間帯(17:30、18:00、18:30、19:00、19:30、20:00、20:30、21:00から各5分間)
- ・新型コロナウイルス感染防止対策のため、調査員は必ずマスクを着用すること。
- ・調査協力者に対する謝礼として、事務局が支給するノベルティを渡すこと。
- ・調査員は腕章等により調査実施中であることを明示すること。

## ウ 測定及び分析

### (ア) 来場者アンケート入力及び集計

#### (イ) 経済波及効果の推計

##### a 来場者消費支出による経済波及効果の推計

- ・来場者数等は、実行委員会が受託者へ提供する。

##### b 主催者調達による経済波及効果の推計

- ・開催準備及び開催活動に伴う事業費及びその使途は、実行委員会が受託者に提供する。

#### (ウ) 経済波及効果の分析、昨年度との比較

- ・上記推計を基に、分析・検証、昨年度との比較を行うこと。  
※昨年度の詳細な報告書は受託事業者に参考資料として提供する。

#### (エ) 調査結果報告書作成

- ・報告書を作成するほか、A4版1枚程度の概要版を作成すること。

## (3) 人流計測分析調査

### ア 人流計測

#### (ア) 調査地点

##### 9か所

- ・本イベント会場4か所(新港中央広場、横浜港大さん橋国際客船ターミナル、大さん橋ふ頭ビル、山下公園お祭り広場) (以下、「本イベント会場」という。)
- ・スピーカー設置個所5か所(臨港パーク、自動車道、赤レンガパーク、臨港線プロムナード、山下公園) (以下、「スピーカー設置個所」という。)

#### (イ) 調査期間

令和4年11月24日(木)～令和5年1月3日(火)

#### (ウ) 調査方法

##### 電波受発信器（ビーコン）による調査

- ・人流計測調査に関しては、個人情報保護の観点で配慮を行いながらも、短期間において十分なサンプリング数を必要とするため、電波受発信器（ビーコン）を利用した測定方法にて実施すること。
- ・本イベント会場及びスピーカー設置個所に設置した電波受発信器（ビーコン）に接触した端末を計測し、接触数により、会場及び各ポイントの来場者数を計測すること。

#### (エ) 電波受発信器（ビーコン）について

電波受発信器（ビーコン）は以下の仕様を満たすものを使用すること

- ・来場者の性別、年代、居住エリアによる分析が可能であること。

- ・本イベント会場4か所の回遊傾向等の分析が可能であること。
- ・滞在時間の分析が可能であること。
- ・リアルタイム及び混雑予想の情報を公開できること。

(オ) 留意事項

- ・計測に使用する電波受発信器（ビーコン）等は、風雨を避けるため、プラスチックボックス等に入れること。大きさは、設置場所の関係で 255 x 200 x 80mm を想定している。
- ・電波受発信器（ビーコン）等を入れたプラスチックボックスの詳細な設置場所は、実行委員会がイベント実施事業者と調整の上、指示する。
- ・電波受発信器（ビーコン）等、プラスチックボックスは、本業務の受託者が必要数を用意すること。
- ・電波受発信器（ビーコン）等の設置作業(電源の調達含む)は、委託者が別途契約しているイベント実施事業者が行う
- ・設置後の動作確認は本業務の受託者が行う。不具合が生じた場合は、適宜、イベント実施事業者との連絡・調整を行うこと。
- ・管理画面を用意し、受託者がリアルタイムに計測状況を把握できるようにすること。

イ 分析調査

(ア) 来場者属性分析

- ・本イベント会場及びスピーカー設置個所の来場者の性別、年代、居住エリアを分析すること。

(イ) 回遊傾向分析

本イベント会場4か所の来場者の回遊状況、回遊起点や回遊パターンの分析を行うこと。

(ウ) 来場者滞在時間分析

本イベント会場にて、接触して離脱するまでの時間について分析を行うこと。

ウ 混雑状況表示

本イベント会場4か所に設置した電波受発信器（ビーコン）により把握した接触数をもとに、各会場の混雑状況や今後の混雑状況の予測を公開できるようにすること。

6 成果品等

(1) 成果品

- ア 経済波及効果等測定調査で実施したアンケート集計データ
- イ 人流計測分析調査で計測した調査地点9か所の集計データ
- ウ 調査結果報告書（概要版） 5部(A4版、テキスト形式)
- エ 調査結果報告書（詳細版） 5部(A4版、テキスト形式)
- オ 本業務委託により作成した関連資料 1部
- カ 成果品電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1枚

※データはPDFに変換したものとエクセル、ワード、PPT等書き換え可能な元データの両方を提出するものとする。

(2) 納入期限

(1) 成果品の納期限は以下のとおり

- ア・イ : 令和5年1月27日（金）
- ウ : 令和5年2月17日（金）
- エ・オ・カ : 令和5年3月17日（金）

### (3) 納入場所

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会事務局

(住所：横浜市中区住吉町 5-65-2 アソルティ横濱馬車道 401 (株)スウィッシュ・ジャパン内)

### (4) 著作権等

成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに公表、貸与又は使用できないものとする。

## 7 条件等

業務の実施にあたっては、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 業務の実施に際しては、実行委員会事務局の担当者からの指示に基づき十分に協議を行うこと。
- (2) 業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会が公表している又は実行委員会担当者が認めた情報以外の情報を外部に漏らしてはならない。
- (3) 本委託に基づく成果は実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は、第三者に帰属してはならない。
- (4) 実行委員会は、本委託に基づく成果を他の調査の基礎資料として活用することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 新型コロナウイルス感染予防のため、調査員の調査業務開始時の検温と消毒を徹底すること。  
また、調査対象者との接触を最小限にするため、短時間で効率的に調査を実施できるよう工夫すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、実行委員会と事前に協議し、その指示に従うこと。